

別紙 1

整理番号: CROP15001 特願2015-202831 (Proof) 提出日: 平成27年10月14日 1/E

【書類名】 特許願
【整理番号】 CROP15001
【あて先】 特許庁長官 殿
【国際特許分類】 G06Q 50/00
【発明者】
【住所又は居所】 東京都豊島区高松二丁目47番5号
【氏名】 品川 全
【特許出願人】
【識別番号】 508086391
【氏名又は名称】 品川 全
【特許出願人】
【識別番号】 508086726
【氏名又は名称】 株式会社クロスワン
【代理人】
【識別番号】 100133282
【弁理士】
【氏名又は名称】 内野 春喜
【選任した代理人】
【識別番号】 100116780
【弁理士】
【氏名又は名称】 内野 雅子
【手数料の表示】
【予納台帳番号】 291952
【納付金額】 15,000円
【提出物件の目録】
【物件名】 明細書 1
【物件名】 特許請求の範囲 1
【物件名】 要約書 1
【物件名】 図面 1

【書類名】 明細書

【発明の名称】 商品の通信販売方法及び通信販売システム

【技術分野】

【0001】

本発明は、写真等の商品の通信販売方法及び通信販売システムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来、商品の販売は、購入者（ユーザー）が販売店に直接出かけるか、電話・郵便等による通信販売の形態がとられていた。

近年、インターネットの発達や商品形態の多様化（商品の電子データ化等）に伴って、インターネットを介した商品の通信販売が主流になってきている。

【0003】

このため、インターネットを介した商品の通信販売方法及び通信販売システムについては、これまで多数の提案（例えば、特許文献1、3参照）がなされている。また、特に電子データによる取引が可能な写真等の商品の通信販売方法及び通信販売システムについても多数の提案（例えば、特許文献2、4参照）がなされている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】 特開2002-269466号公報

【特許文献2】 特開2004-21473号公報

【特許文献3】 特開2007-328422号公報

【特許文献4】 特開2008-27295号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

インターネットを通じた写真等の商品の通信販売は、一般に地域や期間を限定するものではない。

ところが近年、商品の付加価値を高めるために、商品を地球上の特定の位置又は特定の範囲に置いて、期間等を限定した、その場限りの商品の販売形態が企画されている。

【0006】

従来からの有形商品の店頭販売では、このような企画は普通に催されているが、電子データ化の進展に伴い、画像データ・音楽データ等の商品のインターネット販売への拡大ニーズが高まっている。

例えば、写真等についてのイベント販売あるいは店頭販売などでは、イベント会場あるいは店頭から例えば500m～1km内等の距離を限定した写真のWEB閲覧あるいは販売が企画される。

【0007】

地域を限定した写真・音楽・観光地の情報・特産品等の商品の購入には、ユーザーが、ユーザーの携帯電話・スマートフォン・タブレット・パソコン等により、限定された地域内にいることを商品の販売者に伝えることが必要である。

ユーザーが、限定された地域内にいることを商品の販売者に伝える方法として、ユーザーの携帯電話・スマートフォン・タブレット・パソコン等の端末を、現地でWiFi接続することが考えられる。

【0008】

ところが、このためにはユーザーID、パスワードの設定が必要であり、また機種設定トラブル等によりユーザー側の負担が大きいという難点がある。

したがって、本発明は、ユーザーの端末の簡単な操作のみで、地域を限定した商品の購入が可能な商品の通信販売方法及び通信販売システムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0009】

本発明の課題を解決するための手段は、次のとおりである。

(1) GPSに基づく位置情報サービスのブラウザが設定されたユーザーの端末から、所望の商品販売URLにアクセスするステップと、アクセスしたユーザーの端末の位置情報を取得するステップと、該位置情報より該端末が所定の販売範囲内にあるかどうかを判定するステップと、該端末が所定の販売範囲内にあると判定した場合、該ユーザーに商品のWEB閲覧及び商品の購入を許可するステップと、を含む商品の通信販売方法。

(2) GPSに基づく位置情報サービスのブラウザが設定されたユーザーの端末から、所望の商品販売URLにアクセスするステップと、アクセスしたユーザーの端末の位置情報を取得するステップと、該位置情報より該端末が所定の販売範囲内にあるかどうかを判定するステップと、該端末が所定の販売範囲内にあると判定した場合、該ユーザーが写真を選択し注文番号を取得することを許可するステップと、該注文番号により該ユーザーが料金を支払うステップと、該料金の支払情報に基づいて、現地出力機器にて写真をプリントして該ユーザーに譲渡するステップと、を含む商品の通信販売方法。

(3) GPSに基づく位置情報サービスのブラウザが設定されたユーザーの端末から、所望の商品販売URLにアクセスするステップと、アクセスしたユーザーの端末の位置情報を取得するステップと、該位置情報より該端末が所定の販売範囲内にあるかどうかを判定するステップと、該端末が所定の販売範囲内にあると判定した場合、該ユーザーが写真を選択し注文番号を取得することを許可するステップと、該注文番号により該ユーザーが料金を支払うステップと、該料金の支払情報に基づいて、工場にて写真をプリントして該ユーザーに送付するステップと、を含む商品の通信販売方法。

(4) GPSに基づく位置情報サービスのブラウザが設定されたユーザーの端末と、商品データを保管するとともに、インターネットを介して該ユーザーの端末より位置情報を取得し、該位置情報より該端末が所定の販売範囲内にあるかどうかを判定して、該端末が所定の販売範囲内にあると判定した場合、該ユーザーに商品のWEB閲覧及び商品の購入を許可するサーバーと、を備えた商品の通信販売システム。

(5) GPSに基づく位置情報サービスのブラウザが設定されたユーザーの端末と、商品データを保管するとともに、インターネットを介して該ユーザーの端末より位置情報を取得し、該位置情報より該端末が所定の販売範囲内にあるかどうかを判定して、該端末が所定の販売範囲内にあると判定した場合、該ユーザーに商品のWEB閲覧及び商品の購入を許可するサーバーと、該サーバーからの指示を受けて、購入を許可された商品を該ユーザーに提供する出力機器と、を備えた商品の通信販売システム。

(6) 上記商品は、写真であることを特徴とする上記(4)又は(5)に記載の商品の通信販売システム。

【発明の効果】**【0010】**

本発明によれば、ユーザーの端末に、GPSに基づく位置情報サービスのブラウザを設定するという簡単な操作のみで、地域を限定した商品の購入が可能となる。

このため、Wifi接続のような、ユーザーID、パスワードの設定が不要となるとともに、機種設定トラブル等やユーザー側の手間が大幅に軽減される。

さらに、GPSに基づく位置情報を利用しているため、販売者の側では、商品を購入するために限定する地域を地球上のあらゆる場所に設定することができ、販売する商品の付加価値を高めることができる。

【図面の簡単な説明】

【0011】

【図1】本発明に係る商品の通信販売方法を説明するフローチャートである。

【図2】本発明に係る写真の通信販売方法に関し、iPhone 6の各画面表示例を示す図面である。

【図3】本発明に係る写真の通信販売システムを説明する模式図である。

【発明を実施するための形態】

【0012】

(本発明の要旨)

本発明に係る商品の通信販売方法及び通信販売システムは、携帯電話・スマートフォン・タブレット・パソコン等の端末の位置情報を取得し、端末が販売範囲内にあるときのみ、WEB閲覧・購入を許可することを要旨とするものである。

すなわち、商品の購入に際し、GPSに基づく位置情報サービスのブラウザが設定されたユーザー端末から所望の商品の販売URLにアクセスし、販売者がアクセスしたユーザーの端末のGPSに基づく位置情報を取得して、その位置情報より端末が所定の販売範囲内にあるかどうかを判定し、端末が所定の販売範囲内にあると判定した場合、ユーザーに商品のWEB閲覧及び商品の購入を許可するものである。

【0013】

(定義)

本発明における、「商品」には写真・音楽等の電子データも含まれ、「販売」には、写真等の電子データのダウンロードも含まれる。

本発明において、「料金の支払い」には、クレジットでの支払いあるいは電子マネーでの支払いも含まれる。

また、本発明における、「端末」には、携帯電話・スマートフォン・タブレット・パソコン等が含まれる。

【0014】

以下、本発明に係る商品の通信販売方法及び通信販売システムについて、詳細に説明する。

図1は、本発明に係る商品の通信販売方法を説明するフローチャートである。以下、図1に従ってフローを説明する。

(1) ユーザーがGPSに基づく位置情報サービスのブラウザが設定された自己の端末から所望の商品販売URLにアクセスする。

(2) 販売者は、ユーザーの端末に位置情報サービスが設定されているかどうかを確認し、設定されていない場合には位置情報サービスを設定した上で、商品販売URLにアクセスするように促す。

(3) 販売者は、ユーザーから取得した位置情報より、ユーザーの端末が所定の販売範囲内にあるかどうかを判定する。

(4) 販売者は、ユーザーの端末が、所定の販売範囲内にあると判定した場合、ユーザーに商品のWEB閲覧及び商品の購入を許可し、販売範囲外にあると判定した場合、ユーザーに商品のWEB閲覧及び商品の購入を許可しない。

【0015】

(実施例1)

イベントに伴う写真(プロマイド)の販売方法を例示して、本発明に係る商品の通信販売方法を説明する。図2に、写真(プロマイド)の販売方法に係る携帯端末(iPhone 6)の各表示例を示す。

(a) イベントを指定して特定の通信販売者のURL「www2.photo-system.net」にアクセス

(b) 携帯端末にGPSに基づく位置情報サービスのブラウザが設定されていない場合: 「位置情報取得の使用許可がされませんでした。」を表示

(c) GPSに基づく位置情報サービスのブラウザを設定して特定の通信販売者のURLに再度アクセス

(d) 位置情報利用の確認:「<http://www2.photo-system.net>」が現在の位置情報を利用します。よろしいですか?」を表示

(e) 所定の販売範囲内である旨:「www2.photo-system.net店舗内です」を表示

(f) 写真のWEB閲覧及び写真(プロマイド)の購入を許可

(g) 写真(プロマイド)の購入

(h) 所定の販売範囲内でない場合:「www2.photo-system.netイベント店舗内でご利用ください」と表示、イベントに参加できない。

【0016】

写真(プロマイド)の購入に際して、ユーザーが写真を選択し注文番号を取得し、この注文番号によりユーザーが料金をクレジット等で支払うことができる。

そして、販売者は、料金の支払情報に基づいて、現地出力機器にて写真をプリントしてユーザーに譲渡する。

また、ユーザーの希望により、後日工場にて写真をプリントしてユーザー宛に送付することもできる。

【0017】

地域を限定した写真(プロマイド)は、販売範囲内でないと購入できないため商品の付加価値を高めることができる。

購入した写真(プロマイド)には、位置情報、日時等を加入することができる。

このため、地域を限定したイベントが特定の会場等で開催される場合には、これを購入することにより、イベントの参加証明とすることができる。

【0018】

(実施例2)

図3は、本発明に係る商品の通信販売システムを説明する模式図である。

旅先などの観光地を実際に訪問して、現地のテンプレート写真(例えば、図3の(a)、(b)又は(c)に示す観光写真)を購入するケースを例示して本発明に係る商品の通信販売システムを説明する。

ユーザーの端末は、本発明に係る商品の通信販売システムを構成する。

ユーザーの端末には、GPSに基づく位置情報サービスのブラウザが設定されており、旅先などの観光地から所望の商品販売URLにアクセスする。

【0019】

現地のテンプレート写真(例えば、図3の(a)、(b)又は(c)に示す観光写真)等の商品データを保管する販売者のサーバーは、本発明に係る商品の通信販売システムを構成する。

さらに、販売者のサーバーは、インターネットを介してユーザーの端末よりGPSに基づく位置情報を取得し、その位置情報より端末が所定の販売範囲内にあるかどうかを判定して、端末が所定の販売範囲内にあると判定した場合、ユーザーに現地のテンプレート写真(例えば、図3の(a)、(b)又は(c)に示す観光写真)のWEB閲覧及び購入を許可する。

【0020】

本発明に係る商品の通信販売システムは、さらに、サーバーからの指示を受けて、購入を許可された現地のテンプレート写真(例えば、図3の(a)、(b)又は(c)に示す観光写真)等の商品をユーザーに提供するプリンター等の出力機器を含んでもよい。

購入した現地のテンプレート写真は、後日ユーザーの自宅まで配達される。

なお、現地に出力機器を置いて、現地でユーザーに手渡すこともできる。

【0021】

地域を限定した現地のテンプレート写真は、販売範囲内でないと購入できないため商品の付加価値を高めることができる。

購入した現地のテンプレート写真には、位置情報、日時等を加入することができる。

このため、地域を限定した現地のテンプレート写真は、これを購入することにより、現地の来訪証明とすることができる。

【0022】

なお、実施例1に係る写真（プロマイド）の販売、実施例2に係る観光写真の販売は、本発明の理解を容易にするために例示したものであって、本発明の商品はこれに限定されない。

例えば、音楽・観光地の情報・特産品等の商品についても適用できることは、いうまでもないことである。

本発明は、特許請求の範囲を逸脱しない限り、商品の通信販売方法及び通信販売システムについて、適宜の設計変更が可能であることは言うまでもないことである。

【書類名】特許請求の範囲

【請求項1】

GPSに基づく位置情報サービスのブラウザが設定されたユーザーの端末から、所望の商品販売URLにアクセスするステップと、
アクセスしたユーザーの端末の位置情報を取得するステップと、
該位置情報より該端末が所定の販売範囲内にあるかどうかを判定するステップと、
該端末が所定の販売範囲内にあると判定した場合、該ユーザーに商品のWEB閲覧及び商品の購入を許可するステップと、を含む商品の通信販売方法。

【請求項2】

GPSに基づく位置情報サービスのブラウザが設定されたユーザーの端末から、所望の商品販売URLにアクセスするステップと、
アクセスしたユーザーの端末の位置情報を取得するステップと、
該位置情報より該端末が所定の販売範囲内にあるかどうかを判定するステップと、
該端末が所定の販売範囲内にあると判定した場合、該ユーザーが写真を選択し注文番号を取得することを許可するステップと、
該注文番号により該ユーザーが料金を支払うステップと、
該料金の支払情報に基づいて、現地出力機器にて写真をプリントして該ユーザーに譲渡するステップと、を含む商品の通信販売方法。

【請求項3】

GPSに基づく位置情報サービスのブラウザが設定されたユーザーの端末から、所望の商品販売URLにアクセスするステップと、
アクセスしたユーザーの端末の位置情報を取得するステップと、
該位置情報より該端末が所定の販売範囲内にあるかどうかを判定するステップと、
該端末が所定の販売範囲内にあると判定した場合、該ユーザーが写真を選択し注文番号を取得することを許可するステップと、
該注文番号により該ユーザーが料金を支払うステップと、
該料金の支払情報に基づいて、工場にて写真をプリントして該ユーザーに送付するステップと、を含む商品の通信販売方法。

【請求項4】

GPSに基づく位置情報サービスのブラウザが設定されたユーザーの端末と、
商品データを保管するとともに、インターネットを介して該ユーザーの端末より位置情報を取得し、該位置情報より該端末が所定の販売範囲内にあるかどうかを判定して、該端末が所定の販売範囲内にあると判定した場合、該ユーザーに商品のWEB閲覧及び商品の購入を許可するサーバーと、を備えた商品の通信販売システム。

【請求項5】

GPSに基づく位置情報サービスのブラウザが設定されたユーザーの端末と、
商品データを保管するとともに、インターネットを介して該ユーザーの端末より位置情報を取得し、該位置情報より該端末が所定の販売範囲内にあるかどうかを判定して、該端末が所定の販売範囲内にあると判定した場合、該ユーザーに商品のWEB閲覧及び商品の購入を許可するサーバーと、
該サーバーからの指示を受けて、購入を許可された商品を該ユーザーに提供する出力機器と、を備えた商品の通信販売システム。

【請求項6】

上記商品は、写真であることを特徴とする請求項4又は請求項5に記載の商品の通信販売システム。

【書類名】 要約書

【要約】

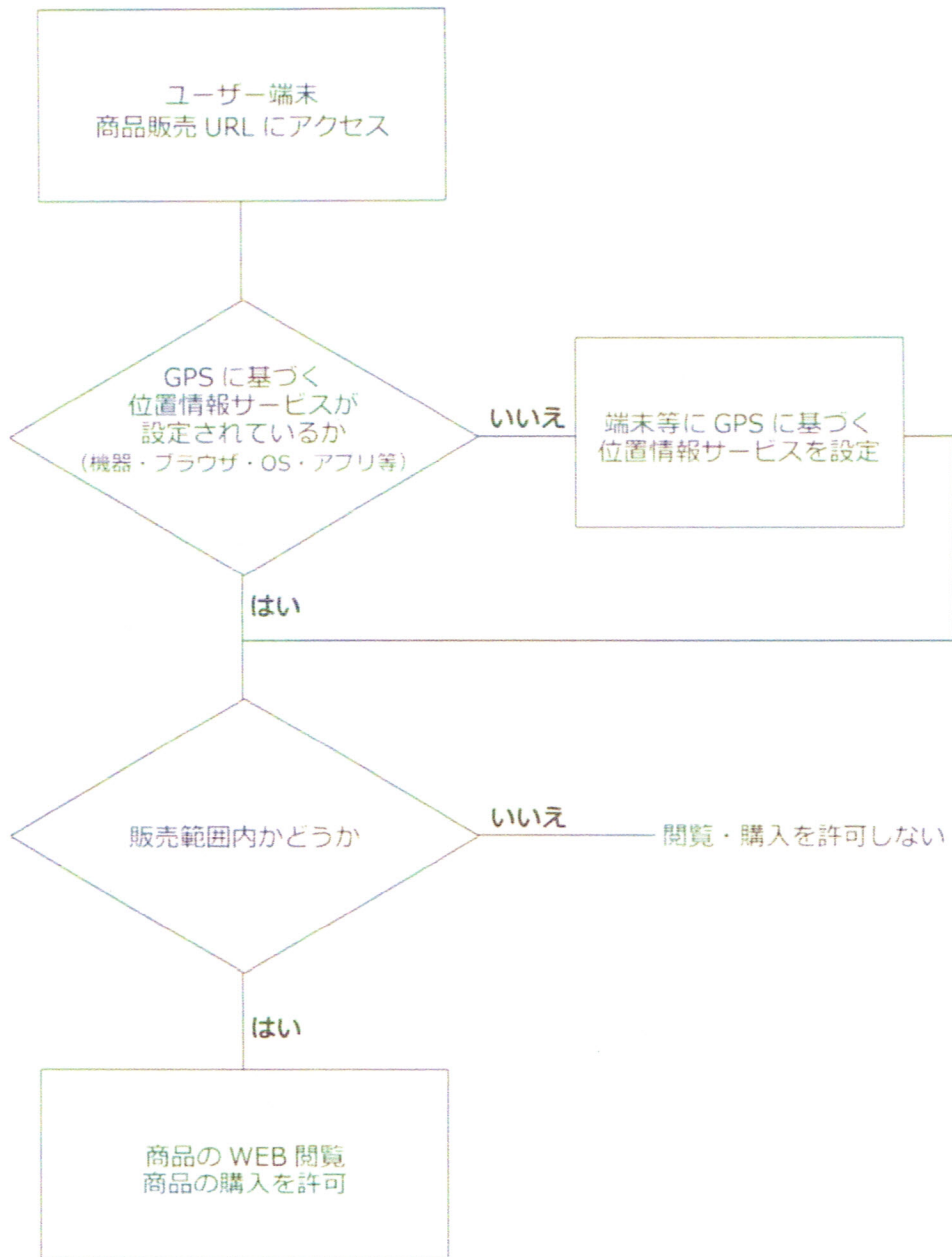
【課題】 本発明は、ユーザーの端末に、位置情報サービスのブラウザを設定するのみで、地域を限定した商品の購入が可能な、商品の通信販売方法及び通信販売システムを提供することを課題とする。

【解決手段】 GPSに基づく位置情報サービスのブラウザが設定されたユーザーの端末から所望の商品販売URLにアクセスし、販売者がアクセスしたユーザーの端末の位置情報を取得して、位置情報よりユーザーの端末が所定の販売範囲内にあるかどうかを判定し、ユーザーの端末が所定の販売範囲内にあると判定した場合、ユーザーに商品のWEB閲覧及び商品の購入を許可することを含む商品の通信販売方法及び商品の通信販売システムである。

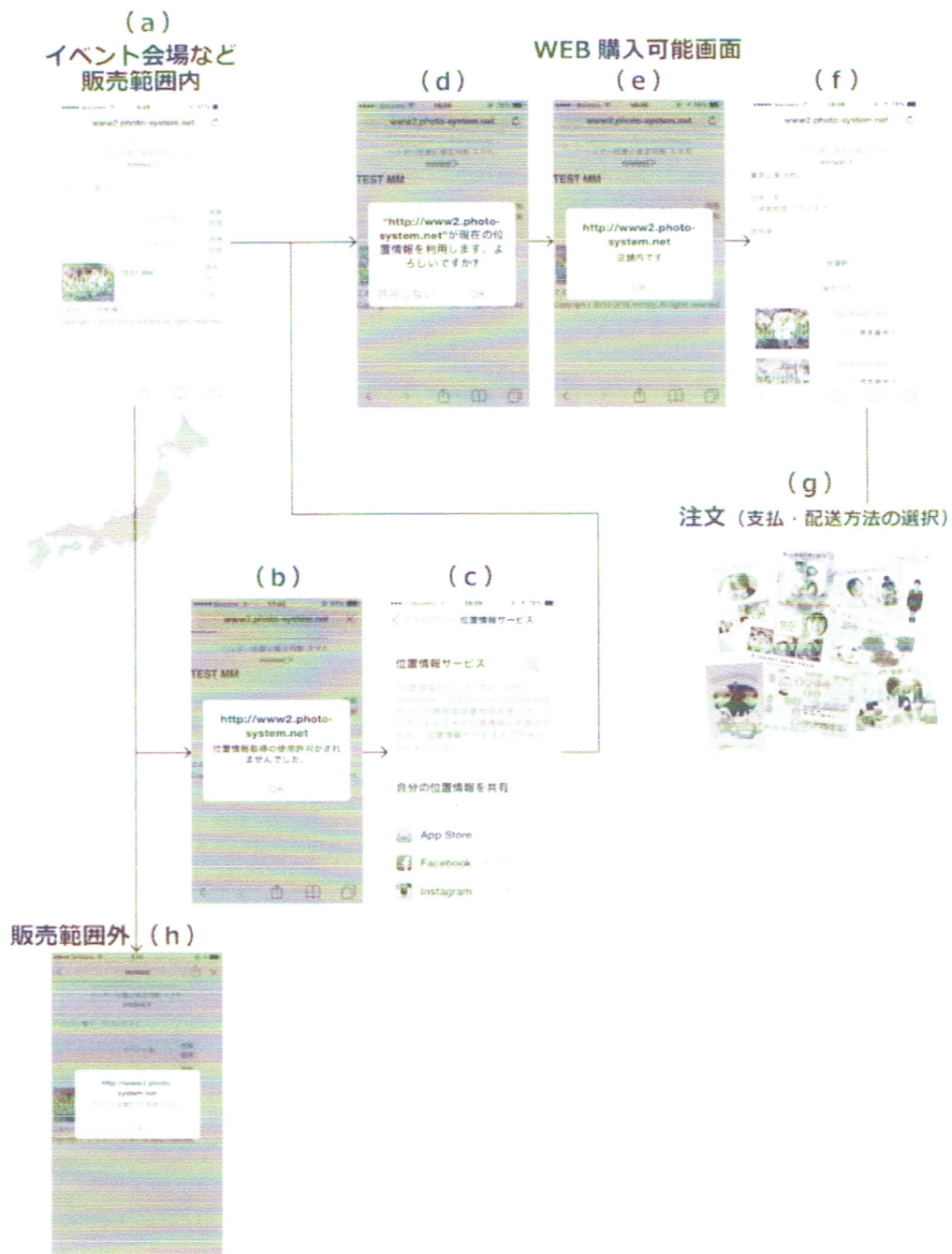
【選択図】 図1

【書類名】 図面

【図 1】



【図2】



【図3】

